

## 5. 日本心理学会

日本心理学会は、公益社団法人日本心理学会会員倫理綱領及び行動規範を制定し、公開している<sup>26)</sup>。同規程前文では、「もし、心理学の専門家としての行為やその結果が倫理的判断を必要とする場合は、本“倫理綱領及び行動規範”及び別に定める“倫理規程”の定めるところに従うこと」としている。

### (1) 倫理綱領及び行動規範

倫理綱領及び行動規範には、直接的に料金に関する規定はなされていないが、第2項〈法令の遵守と権利・福祉の尊重〉では、「共同で研究・教育・実践活動を行う同僚や学生、活動に関係する他者に対して不当に権利や利益を侵害しないように配慮しなければならない」という義務規定がなされている。不当に権利や利益を侵害しないという文言には、心理専門家の私的・個人的利益のために不当に他者の利益の侵害をしないという意味も含まれるものと思量されることから、不当な料金の設定・徴収などにも関連するであろう。

さらに、第4項〈守秘義務〉では、「本学会の会員は、同意なく個人のプライバシーを侵す研究・教育・実践活動は行ってはならない。また、協力者等に心理的・身体的危害を加えてはならない。協力者等に対して権威的立場にある場合、それを私的利益のために用いてはならない」と規定されており、これには、権威的立場に乗じて不当な面接料金を課し、徴収するというような行動も含まれるものと思量される。加えて、面接対象者であるクライアントのプライバシーの漏洩・公表をちらつかせる一方で、不当に金銭的な要求をするなどの悪質な行為も含まれることになろう。

### (2) 倫理規程

倫理規程<sup>27)</sup>は既述の通り、上記の倫理綱領及び行動規範と並んで、心理専門家が自らの行為とその結果が倫理的判断を必要とする場合の拠りどころ

ろとされている。

この倫理規程の第3章〈社会における職務上の倫理〉／3.2. カウンセリングと介入／6. 専門的な関係の維持／の後文には、「援助対象者に対して、専門的な関係の範囲を超えた金品や情報の授受、私的な関係の構築等を行わない」と規定されている。これは、専門的な関係の契約で明らかにされていない金品の授受を行わないという原則を示していると思量される。

同章／3.2. カウンセリングと介入／8. インフォームド・コンセント／には、「臨床実践にたずさわる者は、実践に先立って援助対象者に、援助内容、期間、目標、リスク、対価、双方の責任と義務などについて十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない」と規定されている。インフォームド・コンセントを得る事項として、対価が明記されている。

同章／3.2. カウンセリングと介入／10. コンサルテーションにおけるインフォームド・コンセント／には、「臨床実践にかかわる他の専門職の従事者から対人援助活動等についてのコンサルテーションの依頼があった場合、心理臨床実践にたずさわる者は、援助内容、期間、目標、リスク、対価、双方の責任と義務といった項目について依頼者に提示し、原則として、文書で同意を得て依頼を受ける」と規定されている。コンサルテーションにおいても、インフォームド・コンセントを得る事項として、対価が明記されている。

同章／3.4. 福祉的援助／3. 不当な対価の要求の禁止／には、「心理学的な支援にたずさわる者は、その支援関係を利用して、指導、助言、教育等の対価を支援対象者やその関係者に不当に要求してはならない」と規定されている。不当な対価とは、正当な対価、つまり契約上明らかにされ、インフォームド・コンセントを得ている対価以外の対価と解釈できよう。

## 6. アメリカ心理学会

アメリカ心理学会（APA）は、心理専門家の倫理基準と行動規範（Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct）を制定し、公開している<sup>28)</sup>。

同倫理基準と行動規範の一般基準（General Principles）／基準 B：忠実と責任（Principle B：Fidelity and Responsibility）／の末文は、“Psychologists strive to contribute a portion of their professional time for little or no compensation or personal advantage.”（心理専門家は補償や個人的利益をほとんどあるいはまったく得ずに、自らの専門的な時間の一部を提供するように努める）としている。これは努力規定であるが、心理専門家がその専門的な時間をすべて有償で提供することを是としないという原則と見ることができる。

同倫理基準と行動規範の中に規定されている倫理諸基準（Ethical Standards）の 2. 適格能力（Competence）／2.06 個人的な問題と葛藤（Personal Problems and Conflicts）／においては、以下のように規定されている。

(a) Psychologists refrain from initiating an activity when they know or should know that there is a substantial likelihood that their personal problems will prevent them from performing their work-related activities in a competent manner.（心理専門家は、自らの個人的な問題が業務に関連した諸活動を十分に遂行する妨げになるという相当程度の可能性があることを認識しているか、認識すべき時には、活動への着手を控える。）

(b) When psychologists become aware of personal problems that may interfere with their performing work-related duties adequately, they take appropriate measures, such as obtaining professional consultation or assistance and determine whether they should limit, suspend or terminate

their work-related duties. (心理専門家は、自らの業務に関連した責務を十分に遂行することを阻害するかもしれない個人的な問題に気づくに至った時は、専門的なコンサルテーションや援助を得るなどの適切な措置を講じ、かつ、自らの業務に関連した責務を制限するか、一時的に差し控えるか、あるいは終結するかどうかを決定する。)

ここでも、個人的な問題や葛藤には経済的・金銭的な問題や葛藤も含まれるものと思量されるが、これまで国内の倫理関係規程で見てきたような、問題や葛藤の自覚・制御と留意といった観念的な文言ではなく、業務遂行能力が阻害されるような事態を避けるため、業務に関連した活動に部分的あるいは全面的に携わらないという具体的な判断・対処の必要性までも示している。

同倫理諸規準の3.人間関係 (Human Relations) / 3.01 不公正な差別 (Unfair Discrimination) / において、“In their work-related activities, psychologists do not engage in unfair discrimination based on age, gender, gender identity, race, ethnicity, culture, national origin, religion, sexual orientation, disability, socioeconomic status or any basis proscribed by law.” (自らの業務に関連する諸活動において、心理専門家は、年齢、性、ジェンダーアイデンティティ、人種、民族的帰属、文化、国籍、宗教、性的指向、障害、社会経済的地位、あるいは法によって禁止されているあらゆる根拠に基づく不公正な差別を行わない) とされている。ここで、社会経済的地位、特に経済的地位の違いによる差別が生じるような不公正な料金の設定と徴収には注意が必要であると考えられる。例えば、我が国に比較的多く見受けられる面接についての一律料金の設定・徴収と、欧米のような個人別契約方式に基づくクライアントの収入に比例した料金の設定・徴収と、どちらが真に公正なのかという問題は真剣に考慮されるべきであろう。

同倫理諸規準の3. 人間関係／3.08 搾取的関係 (Exploitative Relationships)／では, “Psychologists do not exploit persons over whom they have supervisory, evaluative or other authority such as clients/patients, students, supervisees, research participants and employees.” (心理専門家は, クライエント・患者, 学生, スーパーバイザー, 研究参加者, 被雇用者といった, 自らの監督的, 評価的, あるいはその他の権威が及ぶ人々を搾取しない) と規定されている。搾取という概念には, 当然, 金銭的搾取が含まれると思量される。

同倫理諸規準の3. 人間関係／3.12 心理的諸サービスの中断 (Interruption of Psychological Services)／においては, “Unless otherwise covered by contract, psychologists make reasonable efforts to plan for facilitating services in the event that psychological services are interrupted by factors such as the psychologist’s illness, death, unavailability, relocation or retirement or by the client’s/patient’s relocation or financial limitations.” (契約によって別途扱われていないならば, 心理専門家は心理的諸サービスが心理専門家側の疾病, 死, 利用不能, 移転, 退職, あるいはクライアント・患者側の移住や金銭的な制約といった諸要因によって心理的諸サービスが阻害される場合において, 当該サービスの促進を計画するための合理的な努力をする) と規定されている。サービス利用者側の金銭的制約という要因によってサービスが阻害される場合が含まれていることに留意する必要がある。

同倫理諸規準の6. 記録と料金 (Record Keeping and Fees)／6.01 専門的及び科学的な業務の文書化と記録の維持 (Documentation of Professional and Scientific Work and Maintenance of Records)／においては, “Psychologists create, and to the extent the records are under their control, maintain, disseminate, store, retain and dispose of records and data relating to their professional and scientific work in order to (1) facilitate provision of services later by them or by

other professionals, (2) allow for replication of research design and analyses, (3) meet institutional requirements, (4) ensure accuracy of billing and payments, and (5) ensure compliance with law.” (心理専門家は、〔(1)から(5)の5つの目的のために<sup>29)</sup>〕自らの専門的及び科学的業務に関する諸記録とデータを作成し、かつ、自らの管理できる範囲で保持、普及、保管、保存、処分する)と規定されており、目的の(4)として、請求と支払いの正確さを保証するためとなっている。これは、料金の請求と支払いは恣意的あるいは曖昧に行われてはならず、それらの確認は記録された根拠に基づいて正確に行われることが求められているものと見ることができる。

同倫理諸規準の6.記録と料金／6.03 不払いを理由に諸記録を秘すること (Withholding Records for Nonpayment)／では、“Psychologists may not withhold records under their control that are requested and needed for a client’s/patient’s emergency treatment solely because payment has not been received.” (心理専門家は、単に支払いを受領していないからといって、クライアント・患者の緊急処置のために要請され、必要とされる自らが管理する諸記録を秘してはならない)と規定されている。緊急時には、料金の未払いや不払いの故にサービス利用者に不利益を与えるような記録と情報の不開示があってはならないことを示しているといえよう。

同倫理諸規準の6.記録と料金／6.04 料金と金銭的な取決め (Fees and Financial Arrangements)／においては、以下の通り料金に関する直接的な規定がなされている。

(a) As early as is feasible in a professional or scientific relationship, psychologists and recipients of psychological services reach an agreement specifying compensation and billing arrangements. (心理専門家と心理的諸サービスの受取り手は、専門的あるいは科学的関係において、可及

的早期に報酬と請求の取決めを明示した契約を結ぶ。)

(b) Psychologists' fee practices are consistent with law. (心理専門家の料金実算は、合法的であること。)

(c) Psychologists do not misrepresent their fees. (心理専門家は、正当な説明のつかない料金を課さない。)

(d) If limitations to services can be anticipated because of limitations in financing, this is discussed with the recipient of services as early as is feasible. (金銭的な制約の故にサービスの制約が見込まれ得る場合には、そのことが可及的早期にサービスの受取り手との間で話し合われる。)

(e) If the recipient of services does not pay for services as agreed, and if psychologists intend to use collection agencies or legal measures to collect the fees, psychologists first inform the person that such measures will be taken and provide that person an opportunity to make prompt payment. (もしサービスの受取り手が契約通りにサービスに対する支払いをしない場合、心理専門家が料金徴収のために徴収代行機関あるいは法的手段の使用を意図するならば、心理専門家は、まず、そのような手段が取られるであろうことを当人に知らせ、速やかな支払いを行う機会を提供する。)

ここでは、料金は契約に明示し、正当かつ合法的なものであること、金銭的な制約がサービスを制約する見通しが立つ場合には、早い時期にそれを利用者に知らしめて協議すること、不払いや未払いに対して対抗措置を講じる場合には前もって告知し、速やかな支払いの機会を与えることが規定されている。

同倫理諸規準の6. 記録と料金／6.03 クライアント・患者との等価交換

(Barter With Clients/Patients)／は、 “Barter is the acceptance of goods, services, or other nonmonetary remuneration from clients/patients in return for psychological services. Psychologists may barter only if (1) it is not clinically contraindicated, and (2) the resulting arrangement is not exploitative. (等価交換とは、心理的諸サービスへの対価としてのクライアント・患者からの物品、サービス、あるいは他の非金銭的な報酬の受領である。心理専門家は、もし(1)臨床的に禁忌でなく、かつ、(2)結果として生じる取決めが搾取的でなければ、その場合にのみ等価交換を行ってもよい)と規定している。心理的諸サービスの対価としては、料金のみではなく、物品や諸サービス等との等価交換も条件つきで許容されることが示されている。

同倫理諸規準の 6. 記録と料金／6.06 支払い者及び資金提供元への報告が正確であること (Accuracy in Reports to Payors and Funding Sources)／においては、 “In their reports to payors for services or sources of research funding, psychologists take reasonable steps to ensure the accurate reporting of the nature of the service provided or research conducted, the fees, charges or payments, and where applicable, the identity of the provider, the findings and the diagnosis.” (サービスの対価の支払い者あるいは研究資金の提供元への報告において、心理専門家は提供されたサービスや実施された研究の特質、料金、請求あるいは支払い、さらに適切な場合には、提供者の身分、結果及び診断についての正確な報告を保証するための合理的な措置を講じる)と規定している。料金の支払い者や資金提供元に対して報告書を作成する際には、料金に関しても正確に記載されなければならないことが示されている。

同倫理諸規準の 6. 記録と料金／6.07 紹介と料金 (Referrals and Fees)／においては、 “When psychologists pay, receive payment from or divide fees with another professional, other than in an employer-employee relationship, the payment to each is based on the services provided (clinical, consultative,



administrative or other) and is not based on the referral itself.”（雇用者—被雇用者関係以外で心理専門家が他の専門家に支払いをしたり、支払いを受け取ったり、あるいは両方で料金の分配を行う場合、それぞれへの支払いは提供されたサービス〔臨床、コンサルテーション、業務管理その他〕に基づいて行われ、かつ、紹介自体に基づいては行われたい）と規定している。ここで大切なことは、規定では直接言及していないが、クライアント・患者等サービス利用者が料金の分配とその内訳について告知され、承知していることであろう。紹介自体は支払いの対象にならないことについても同じである。そうでなければ、利用者のほうが余計な気を遣い、適切な支払いやその分配がなされていないと思いついで贈答などを考え、実行するかもしれない。

同倫理諸規準の9. アセスメント (Assessment)／9.03 アセスメントにおけるインフォームド・コンセント (Informed Consent in Assessments)／の(a)の末文には、“Informed consent includes an explanation of the nature and purpose of the assessment, fees, involvement of third parties and limits of confidentiality and sufficient opportunity for the client/patient to ask questions and receive answers.”（インフォームド・コンセントには、アセスメントの性質と目的、料金、第三者の関与、秘密保持の限界についての説明と、クライアント・患者が質問し、回答を得るための十分な機会が含まれる）と規定されている。アセスメントのインフォームド・コンセントには、料金が含まれることが明示されている。

同倫理諸規準の10. 治療 (Therapy)／10.01 治療に対するインフォームド・コンセント (Informed Consent to Therapy)／の(a)においては、“When obtaining informed consent to therapy as required in Standard 3.10, Informed Consent, psychologists inform clients/patients as early as is feasible in the therapeutic relationship about the nature and anticipated course of therapy, fees,

involvement of third parties and limits of confidentiality and provide sufficient opportunity for the client/patient to ask questions and receive answers. (本倫理規準の3.01 インフォームド・コンセントにおいて要求されているように治療に対するインフォームド・コンセントを得る際、心理専門家は治療関係の中で可及的速やかにクライアント・患者に対し、治療の性質と予想される経過、料金、第三者の関与、秘密保持の限界について告知し、さらに、クライアント・患者が質問し、回答を得るための十分な機会を提供する)と規定されている。治療のインフォームド・コンセントには、料金が含まれることが明示されている。

## 7. アメリカカウンセリング学会

アメリカカウンセリング学会 (ACA) は、2014 倫理規範 (2014 ACA Code of Ethics) を制定し、公開している<sup>30)</sup>。

同倫理規範の A 節. カウンセリング関係 (The Counseling Relationship) / A.2 カウンセリング関係におけるインフォームド・コンセント (Informed Consent in the Counseling Relationship) / A.2.b. 必要な情報の種類 (Types of Information Needed) / の第 4 文には、"Additionally, counselors inform clients about fees and billing arrangements, including procedures for nonpayment of fees." (加えて、カウンセラーは料金の不払いへの手続きを含め、料金と請求手続きについて告知する) と規定されている。カウンセリング関係に入る際のインフォームド・コンセントには、料金及び料金の請求手続きが含まれることが明示されている。

同じく A 節. カウンセリング関係 / A.10 料金及び商取引行為 (Fees and Business Practices) / A.10.a. 自らへの紹介 (Self-Referral) / には、以下のように規定されている。"Counselors working in an organization (e.g., school, agency, institution) that provides counseling services do not refer clients to their